

○座間市介護人材育成・確保支援事業助成金交付要綱

令和2年9月28日告示第126号

改正

令和3年9月3日告示第98号

座間市介護人材育成・確保支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、介護職員の技術や能力の向上を促進することにより、介護職員の確保及び定着率の向上並びに介護サービスの質的向上を図るため、市内で介護サービスを提供する事業所を運営する法人に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）第40条及び第52条に規定する保険給付（次条において「保険給付」という。）の対象となるサービス
- (2) 研修等 次に掲げるものをいう。
  - ア 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程
  - イ 介護支援専門員実務研修 介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修
  - ウ 介護福祉士試験 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第1項の介護福祉士試験

(助成の対象法人)

**第3条** 助成金の交付対象となる者（以下「対象法人」という。）は、市内で介護サービスを提供する事業所を運営する法人であって、当該対象法人が雇用している介護職員に係る研修等（前条第2号ア及びウにあっては研修の受講の終了日又は試験の合否が判明する日の属する年度に行われるもの、同号イにあっては研修の受講の開始日の属する年度に行われるものに限る。）の経費を全額負担したものとする。ただし、対象法人及び対象法人の役員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 助成金の交付に係る計画の承認の申請を行った日前5年以内に介護サービスに関し不正又は著しい不当な行為をしたことがあること。
- (2) 市税の滞納又は保険給付の返還があること。
- (3) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していること。

（助成対象経費）

**第4条** 助成の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げるものとし、対象法人が助成の申請を行った年度内に負担したものとする。ただし、介護福祉士試験の受験手数料にあっては、当該試験に合格した場合に限る。

- (1) 資格試験受験手数料
- (2) 講座及び研修の受講料
- (3) 教材費（研修を受講するに当たり必要な物に限る。）
- (4) その他市長が適当と認めるもの

（助成額等）

**第5条** 市長は、研修等に係る経費について別表の左欄に掲げる研修等の項目に応じ、当該項目に係る対象経費に同表の中欄に掲げる助成率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、当該額が同表右欄に掲げる助成限度額を超えるときは、当該助成限度額を上限とする。）の合計金額を助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、介護職員初任者研修について他の補助制度に係る補助金等の支給を受けている場合は、対象経費から他の補助制度による支給額を差し引いた額に4分の3を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

（交付の要望）

**第6条** 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

（助成金の交付申請）

**第7条** 助成金の交付を受けようとする対象法人は、規則第7条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りでない。

- (1) 就労証明書（第1号様式）等介護事業所等の就労状況が確認できるもの
- (2) 誓約書（第2号様式）

- (3) 事業計画書
- (4) その他市長が必要と認めるもの  
(交付の決定)

**第8条** 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。  
(交付の条件)

**第9条** 規則第9条第4号に規定するその他市長が必要と認める条件は、第7条に規定する法人が、助成金の対象となる介護職員を研修等の修了証明書の交付を受けた日又は合格通知を受けた日から起算して3年以上市内の勤務地において雇用するものとする。  
(実績報告)

**第10条** 第8条の規定による助成金の交付決定を受けた対象法人は、事業が完了したときは、規則第18条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。この場合において、修了証明書又は合格通知書の交付が遅れるときは、研修機関、試験実施機関等からの証明書の写しを提出するものとする。

- (1) 介護職員初任者研修及び介護支援専門員実務研修にあつては、研修終了証明書の写しその他研修を受講し、かつ、修了したことが確認できるもの
- (2) 介護福祉士試験にあつては、合格通知書の写し
- (3) 就労証明書その他介護事業所等の就労状況が確認できるもの
- (4) 研修受講料等の領収書及び他の機関等から当該研修の受講料について補助金等を受けているときは、当該補助金の額が確認できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(継続就労確認)

**第11条** 市長は、第9条に規定する事項を確認するため、当該事項に係る介護職員の研修等の修了証明書の交付を受けた日又は合格通知書を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年度の3月31日までに当該介護職員に係る就労証明書を提出しなければならない。

(補助金の返還)

**第12条** 市長は、前条の規定による就労証明書の提出が特段の理由なくない場合は、就労の確認ができない当該介護職員に係る助成金の全額を返還させるものとする。

2 前項の特段の理由は、次に掲げる場合とする。

- (1) 事業所が休止又は廃止した場合

- (2) 当該介護職員が死亡した場合
- (3) 当該介護職員が疾病、出産又は転居に伴い退職した場合
- (4) その他市長が認めた場合

(実施細目)

**第13条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

**附 則** (令和3年9月3日告示第98号)

この告示は、公表の日から施行する。

**別表** (第5条関係)

研修等の項目	助成率	助成限度額
介護職員初任者研修	4分の3	45,000円
介護支援専門員実務研修	4分の3	33,000円
介護福祉士試験	4分の3	14,000円

第1号様式（第7条、第10条、第11条関係）

第1号様式（第7条、第10条、第11条関係）

就 労 証 明 書

就 労 者	住 所			
	氏 名		性 別	男 女
	生 年 月 日	年	月	日
就 労 先	事 業 所 名			
	所 在 地	座間市		
	電 話 番 号			
採用年月日	年	月	日	
就 労 形 態	常勤 派遣 パートタイマー その他（ ）			
就 労 時 間	時 分～ 時 分（実働 時間/日）			
勤 務 日 ※該当する曜日を○ で囲み、週（月）当 たりの平均勤務日数 を記入してくださ い。	月 火 水 木 金 土 日 不定期 勤務日数〔 日/週〕〔 日/月〕			
仕 事 の 内 容				
勤 務 地	所 在 地	座間市		
	名 称			
証明年月日 年 月 日				
<p>(宛先) 座間市長</p> <p>上記の事項について、事実と相違ないことを証明します。 また、上記の者が、在職していることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">所在地 事業者 法人名 代表者職氏名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>				

【注意事項】

1. 社印又は代表者の印のないものは無効です。
2. 訂正したときは、社印又は代表者の訂正印が必要です。
3. 上記の事項が事実と異なった場合、補助金の交付を取り消すことがあります。

第2号様式（第7条関係）  
第2号様式（第7条関係）

誓約書

（宛先）座間市長

座間市介護人材育成・確保支援事業助成金の交付の申請に当たり、法人及び法人役員等に市税の滞納又は介護保険給付の返還がないことを誓約します。

また、市長が、助成金の交付に係る資格要件を確認するため当該法人及び法人役員等の納税状況及び当該納税状況を閲覧できない場合は必要書類を提出することに同意します。

年 月 日

所在地  
事業者 法人名  
代表者職氏名

印

法人役員等	生年月日	住所